

「令和3年度」

定期総会資料

紙上提案（承認方式）

「令和3年4月22日」

宇美東小学校区コミュニティ運営協議会



*この資料は大切に保管して下さい。

令和3年度 総会 式次第

「このページは割愛致します。」

司会進行、事務局長 池田光一

1 開会のことば 副会長 江口敏雄

2 会長挨拶 会長 中間清美

3 来賓挨拶 宇美町町長 木原 忠 様

4 来賓紹介 宇美町町長・まちづくり課課長・宇美東小学校校長

————— 式典終了：10分間休憩 —————

5 資格の確認

6 議長選出及び書記の任命

7 議案審議

第1号議案 令和2年度事業報告

第2号議案 令和2年度決算及び監査報告

第3号議案 規約改正（案）

第4号議案 令和3年度役員の改選（案）

第5号議案 令和3年度事業計画（案）

第6号議案 令和3年度予算（案）

8 退任役員・新役員の紹介

9 質疑応答・議案承認

10 議長及び書記の退任

11 閉会の言葉 事務局次長 山野利昭

(第1号議案)

令和2年度事業報告(令和2年4月～令和3年3月)

事務局「役員会議」

月 日	内 容	場 所	参加数	備 考
毎 月	事業運営会議	まなびや・うみ	26名	本年度は紙上報告

事務局「執行部会議」

月 日	内 容	場 所	参加数	備 考
毎 月	役員会議の内容を議論	まなびや・うみ	10名前後	第4水曜日18時～

健康福祉部会

月 日	内 容	場 所	参加数	備 考
4月～翌3月	新型コロナウイルス感染拡大に伴い(4月～翌3月)までの間、宇美町役場の指示で、介護予防教室及び定例会は中止と成りました。			
11月16日	介護予防サポーター会議	障子岳公民館	15名	介護予防教室実施に向けた準備

広報部会(各種行事・イベントに取材参加)

月 日	内 容	場 所	配布数	備 考
6月	東風だより13号発行	東校区全所帯	2,500	宇美東小学校(50部)、宇美東中学校(50部)配布分を含む
9月	東風だより14号発行	東校区全所帯	2,500	
12月	東風だより15号発行	東校区全所帯	2,500	
3月	東風だより16号発行	東校区全所帯	2,500	

環境部会

月 日	内 容	場 所	参加数	備 考
4月 27日	ビオトープ管理	宇美東小学校横	4	
5月 24日	ビオトープ草刈り	同上	4	
	県道沿い草刈り	さわやか道路	8	県道飯塚～大野城線
6月 3日	ビオトープ、菖蒲移植	宇美東小学校横	5	

7月 25日	ビオトープ草刈り	同上	6	
8月 2日	コスモス種まき	ふれあい農園	2	障子岳バス通り
8月 4日	コスモス種まき、草刈り	ビオトープ	5	
8月 23日	草刈り	小学校、県道沿い	80	毎年恒例行事
9月 1日	ビオトープ草刈り焼却	宇美東小学校横	6	
10月 5日	ビオトープ管理	宇美東小学校横	5	取水路変更
11月 1日	菜の花種まき	ふれあい農園	10	ふれあい部会共同
11月 7日	通学路草刈り	西公園、他	11	
11月 15日	菜の花種まき	ビオトープ	5	
12月 26日	ビオトープ工事	同上	5	定期的に取水実施

防災部会

月 日	内 容	場 所	参加数	備 考
4月 21日	防災部会	まなびや・うみ	5	自主防災組織のあり方
4月 28日	地震想定防災訓練の実施中止及び豪雨時の避難所について各自治会長へ通知			コロナ対応のため
5月中	①町危機管理課と避難所のあり方等について協議 ②障子岳、宇美東の各自治会では災害時要支援者の要望確認作業を行った			
6月 12日	防災部会	まなびや・うみ	5	
	①町の避難所設置の考え方を受け、当協議会としての対応を協議 ②出水期の避難と新型コロナの対応について各自治会を通じ周知			
7月	6日～14日の豪雨対応—町危機管理課と連絡協議を行う ①7月7日避難準備発令（宇美東小学校体育館の避難所設置支援を行う） ②7月8日避難所閉鎖の撤収作業支援 ③*7月9日自主避難所開設（武道館・宇美ハビネス） *7月10日～15日避難所の開設状況を障子岳・宇美東自治会に連絡 ④7月16日防災部会（7月6日～14日間の対応についての総括を行う）			
9月 4日	台風10号による避難所開設予定について各自治会に連絡（宇美東小学校外5ヶ所）			
9月 6日	台風時の避難者29世帯74名（宇美東小学校区内）			
3月	防災会議			

子供育成部会

月 日	内 容	場 所	参加数	備 考
4月～翌3月	交通安全活動	年間を通して児童の登下校時の見守り活動		

防犯部会

月 日	内 容	場 所	参加数	備 考
4月	青パト巡回による防犯活動	宇美東小学校区	6	コロナ対応で、4/22～5/19まで運行中止
5月	青パト巡回による防犯活動	宇美東小学校区	5	コロナ対応後、5/26再開
6月	青パト巡回による防犯活動	宇美東小学校区	14	
7月	青パト巡回による防犯活動	宇美東小学校区	18	
8月	青パト巡回による防犯活動	宇美東小学校区	28	
9月	青パト巡回による防犯活動	宇美東小学校区	16	
	とびたけ北公園の防犯カメラチェック		2	
10月	青パト巡回による防犯活動	宇美東小学校区	14	
	糟屋地区、地域安全大会出席		1	トリアス久山
11月	青パト巡回による防犯活動	宇美東小学校区	14	
	年末年始特別警戒部隊出陣式に参加		3	イオンモール糟屋
12月	青パト巡回による防犯活動	宇美東小学校区	12	
1月	青パト巡回による防犯活動	宇美東小学校区	16	
	東風だより防犯コーナー投稿（出稿）			長袖反射コート購入
2月	青パト巡回による防犯活動	宇美東小学校区	8	
	令和3年度青パト運行計画素案作成		3	
3月	青パト巡回による防犯活動	宇美東小学校区	14	
	令和3年度青パト運行計画素案を役場に提出			

地域ふれあい部会

月 日	内 容	場 所	参加数	備 考
4月～翌3月	新型コロナウイルス感染拡大のため、ふれあいイベントは開催出来ず、事業計画は全て中止			

事務局（各部会合同）

月 日	内 容	場 所	参加数	備 考
4月～翌3月	交通安全活動 (児童登下校時の見守り)	宇美東小学校区	延120名	
8月	校舎周辺の草刈り清掃	宇美東小学校	80名	
11月 7日	西公園通学路草刈り	西公園、他	11名	環境・子供育成・
15日	ビオトープ菜の花種まき	小学校横	10名	ふれあい部会共同

第2号議案

令和2年度宇美東小学校区コミュニティ運営協議会決算報告書

収入の部

単位：円

科 目	前年度予算 (A)	本年度決算 (B)	比較 (A-B)	摘 要
1 交付金・補助金	9,787,000	9,281,040		
①地域コミュニティ交付金	9,587,000	9,281,040		コミュニティ運営費 1,809,040 自治会長手当1,476,000 自治会運営費5,996,000 世帯数2,100
②生活支援・介護予防 地区事業補助金	200,000	200,000		町健康福祉課補助金 役場へ返金10万円
2 雑入	1,000	23		
①雑収入	1,000	23		銀行利息 2月決裁
3 繰越金	959,380	711,778		本年度繰越額
合計額	10,747,380	10,440,461	425,299	

令和2年度宇美東小学校区コミュニティ運営協議会決算報告書

支出の部

単位：円

科 目	部会名	本年度予算額 (A)	本年度決算額 (B)	比較 (B-A)	備 考
1 事業費		723,000	1,132,183	409,183	
	広報部会	150,000	76,357	-73,643	広報誌・チラシ配布
	防犯部会	70,000	120,380	50,380	青バト巡回、防犯コート
	健康福祉部会	200,000	0	-200,000	
	子供育成部会	70,000	30,373	-39,627	ピオトープ清掃、地図
	防災部会	63,000	0	-63,000	
	環境部会	70,000	629,083	559,083	倉庫46万円、美化作業
	ふれあい部会	100,000	275,990	175,990	テント199,100 Gゴルフセット76,890
2 事務費		200,000	103,360	-96,640	トナー代42,607
3 保険料		380,000	388,200	8,200	
4 役員手当		660,000	616,000	-44,000	
5 自治会配分金		6,339,000	6,009,090	-329,910	
6 自治会長手当		1,465,000	1,479,850	14,850	
7 予備費		549,000	0	-549,000	
8 その他		100,000	0	-100,000	
合計額		10,416,000	9,728,683	-687,317	

総収入金額 10,440,461 - 総支出金額9,728,683 = 711,778

(監査報告)

決算書と金銭出納帳、会計伝票及び預金通帳とを監査した結果

適正に処理されているものと認められた。

令和3年3月31日

監査人 堀川芳枝



松田久幸



第3号議案（附則）

規約改正（案）

1 報酬額決定の経緯

コミュニティ発足当時は予算が少なく、運営に支障をきたす状況にあり苦肉の策として、自治会長が役員の場合は役職手当を減額する事を細則で定め減額している。

2 経過と現状

発足後4年が経過し、この間コミュニティ5会（5校区会長）と町長を含め町との折衝で、コミュニティ運営費の増額があり、安定した運営が出来るようになった。

3 提案理由

発足時時と比べ財源も安定しており、将来を見据え改定時期に来ていると思う。今後はどなたが役員に成っても活動費として報酬は必要であり、自治会長職と兼任のため減額する事は、他に例がない。自治会長職とは関係なく、コミュニティの役員として、支払うべきであり、改正を提案します。

（報酬）

第13条 役員及び部会員の報酬は、別表2のとおりとする。

別表2 （第13条関係）

（現行・減額）			（改正案）	
役職名	報酬（年額）	自治会長兼任	役職名	報酬（年額）
会長	230,000円	100,000円	会長	230,000円
副会長	110,000円	50,000円	副会長	110,000円
会計	60,000円	50,000円	会計	100,000円
事務局長	100,000円	60,000円	事務局長	100,000円
事務局次長	60,000円	30,000円	事務局次長	60,000円
部会長	40,000円	20,000円	部会長	40,000円
副部会長	10,000円	10,000円	副部会長	10,000円

監事	「3,000円×2名 現行通り」
----	------------------

*第13条（別表2）の細則を廃止し上記案に改正する。

*役員報酬は、自治会長職とは関係なく支給する。（減額しない）

*この規約改正は、令和3年4月1日から施行する。

第4号議案

宇美東小学校区コミュニティ運営協議役員及び関係者名簿（令和3年度）

No.	役 職	氏 名	自治会名		備 考
2	会 長	中岡清美	とびたけ2		自治会長
2	副会長	江口敏雄	とびたけ3		自治会長
3	事務局長	池田光一	とびたけ2		
4	事務局次長	山野利昭	とびたけ1		
5	会 計	西村マサミ	とびたけ2		
	広報部長（兼）	江口敏雄			
6	副部長	塩川善保	上の原		自治会長
7	健康福祉部長	稲永英司	障子岳		自治会長
8	副部長	石崎隆一	とびたけ3		
9	副部長	野中良子	宇美東		
10	子供育成部長	齋藤雅美	宇美東		
11	副部長（新）	林 みえ子	山の内		
12	副部長（新）	片淵勝次郎	とびたけ1		自治会長
13	防犯部長	溝上澄夫	とびたけ3		
14	副部長	太石丈司	とびたけ2		
15	副部長	大町謙治	とびたけ2		
16	防災部長	西山和俊	山の内		自治会長
17	副部長	山田正義	宇美東		自治会長
	副部長（兼）	稲永英司			
	環境部長（兼）	山野利昭			
18	副部長（新）	橋村賢次	とびたけ3		
19	副部長	甲斐秀一	とびたけ1		
20	地域ふれあい部長	旭 輝美	とびたけ3		
	副部長（兼）	齋藤雅美			
	副部長（兼）	西山和俊			
21	監 事	伊野かほる	山の内		
22	監 事	金子佳嗣	上の原		
23	オブザーバー	瀬川善則			まちづくり課
24	オブザーバー	榎屋広亮			〃
25	コーディネーター	水上知江美			〃
26	コーディネーター	阿部 勝			〃
27	オブザーバー	緒方孝治			東中学校
28	オブザーバー	永江英俊			東小学校

(第5号議案)

令和3年度事業計画（案）（令和3年4月～令和4年3月）

役員会議

月 日	内 容	場 所	参加予定	備 考
毎 月	事業運営検討会議	まなびや・うみ	25名	第1水曜日18時～19時30分

執行部会議

月 日	内 容	場 所	参加予定	備 考
毎 月	役員会議の議事を議論	まなびや・うみ	10名前後	第4水曜日18時～19時30分

健康福祉部会

月 日	内 容	場 所	参加予定	備 考
4月～5月	新型コロナウイルスのワクチン摂取が予定されている（高齢者）			
6月	新型コロナウイルスのワクチン摂取（高齢者）が完了した後に介護予防教室を実施予定（役場健康福祉課）			
	介護予防教室	障子岳公民館	40名	7日 14日 21日 28日
	サポーター全体会議	〃	25名	28日
7月	介護予防教室	障子岳公民館	40名	5日 12日 19日 26日
	サポーター全体会議	〃	25名	26日
8月	介護予防教室	障子岳公民館	40名	2日 16日 23日 30日
	サポーター全体会議	〃	25名	30日
9月	介護予防教室	障子岳公民館	40名	6日 13日 27日
	サポーター全体会議	〃	25名	27日
10月	介護予防教室	障子岳公民館	40名	4日 11日 18日 25日
	サポーター全体会議	〃	25名	25日
11月	介護予防教室	障子岳公民館	40名	1日 8日 15日 22日
	サポーター全体会議	〃	25名	22日
12月	介護予防教室	障子岳公民館	40名	6日 13日 20日 27日
	サポーター全体会議	〃	25名	27日
1月	介護予防教室	障子岳公民館	40名	17日 24日 31日
	サポーター全体会議	〃	25名	31日

月 日	内 容	場 所	参加予定	備 考
2月	介護予防教室	障子岳公民館	40名	7日 14日 21日 28日
	サポーター全体会議	〃	25名	28日
3月	介護予防教室	障子岳公民館	40名	7日 14日 21日 28日
	サポーター全体会議	〃	25名	28日

広報部会

月 日	内 容	場 所	配布数	備 考
6月	東風だより第17号発行	東校区全所帯	2,500	宇美東小学校 (50部)、 宇美東中学校 (50部) 配布分を含む
9月	東風だより第18号発行	東校区全所帯	2,500	
12月	東風だより第19号発行	東校区全所帯	2,500	
3月	東風だより第20号発行	東校区全所帯	2,500	

環境部会

月 日	内 容	場 所	必要人数	備 考
5月	ビオトープ菖蒲管理	宇美東小学校横	5名	
6月 6日	サツマイモ苗植え	ふれあい農園	15名	
	27日	一本松池清掃	昭和の森	70名
8月 2日	コスモス(秋桜)種まき	ふれあい農園	20名	
	29日	宇美東小学校草刈り	小学校	60名
	県道沿い歩道草刈り	障子岳南	20名	飯塚・大野城線「150m」
9月 4日	西公園通学路草刈り	西公園	6名	
10月初旬	ビオトープ管理	宇美東小学校横	4名	
10月中旬	サツマイモ掘り(収穫)	ふれあい農園	30名	
10月30日	東っ子フェスタ(バザー)	宇美東小学校	4名	サツマイモ販売
10月	県道沿い歩道草刈り	障子岳南	20名	第2回目
2月 5日	二分の1成人式記念植栽	ゆめ色広場	20名	

防災部会

月 日	内 容	場 所	参加数	備 考
6月～6日	ラブアースが実施されれば、昨年中止した「地震対応の防災訓練」を実施			
年間を通じ	①降豪雨、台風等の防災対応			

月 日	内 容	場 所	参加数	備 考
	②各災害事案についての総括			
	③地震対応の防災訓練について、町を含めた協議			

子供育成部会

月 日	内 容	場 所	参加数	備 考
7月	夏休みCS学習会（3日間）	まなびや・うみ		中学生が小学生に教える
4月～3月	年間を通じ登下校時の見守り活動、交通安全指導・あいさつ運動			

防犯部会

月 日	内 容	場 所	参加予定	備 考
4月	青パト巡回による防犯活動、学童見守り	宇美東小学校区	18	
	防犯カメラチェック	とびたけ北公園	2	
5月	青パト巡回による防犯活動、学童見守り	宇美東小学校区	18	
	防犯意識啓蒙の為、東風だより出稿		3	
6月	青パト巡回による防犯活動、学童見守り	宇美東小学校区	20	
	通学路の環境整備（山の内・とびたけ西公園）		16	見通し確保の為樹木の枝伐採
7月	青パト巡回による防犯活動、学童見守り		24	宇美東小学校区
8月	青パト巡回による防犯活動、学童見守り		38	宇美東小学校区
9月	青パト巡回による防犯活動、学童見守り		20	宇美東小学校区
10月	青パト巡回による防犯活動、学童見守り		18	宇美東小学校区
	糟屋地区安全大会		3	
11月	青パト巡回による防犯活動、学童見守り		20	宇美東小学校区
	年末年始特別警戒部隊出陣式（糟屋地区内）		3	
12月	青パト巡回による防犯活動、学童見守り		18	
1月	青パト巡回による防犯活動、学童見守り		24	
2月	青パト巡回による防犯活動、学童見守り		18	
	令和4年度青パト運行予定表作成		3	

月 日	内 容	場 所	参加予定	備 考
3月	青バト巡回による防犯活動、学童見守り		24	

地域ふれあい部会

月 日	内 容	場 所	参加予定	備 考
4月	上期Gゴルフ大会打合せ	コミュニティ事務局	8名	第1回
	上期卓球大会打合せ		8名	
5月	春季Gゴルフ大会	原の前スポーツ公園	80名	第2回地域ふれあい
	ラジオ体操打合せ	コミュニティ事務局	6名	地域ふれあい
6月	地域ふれあい卓球大会	勤労者スポーツ会館	40名	
7月	ラジオ体操チラシ配布			
8月	下期卓球大会打合せ	コミュニティ事務局	8名	
	下期Gゴルフ大会打合せ	コミュニティ事務局	8名	
9月	ラジオ体操開始	塔の尾公園	20名	地域ふれあい（毎朝）
10月	秋季Gゴルフ大会	原の前スポーツ公園	80名	第3回
11月	地域ふれあい卓球大会	勤労者スポーツ会館	40名	第5回
12月	イルミネーション検討	塔の尾公園		

事務局（各部会合同）

月 日	内 容	場 所	参加予定	備 考
6月	一本松池の清掃	一本松池	50名	学校・消防団・他
9月4日	小学校と周辺の草刈り	宇美東小学校	70名	PTA行事に協力
10月30日	東っ子フェスタ	宇美東小学校	10名	バザーに参加

第6号議案

令和3年度宇美東小学校区コミュニティ運営協議会予算（案）

（収入）

単位：円

科 目	前年度決算額 (A)	本年度予算額 (B)	比較 (B-A)	備 考
1, 交付金・補助金	9,481,040	9,481,040	0	
(1)地域コミュニティ	9,281,040	9,281,040	0	
(2)生活支援・介護予防 地区事業補助金	200,000	200,000	0	
2, 雑入		30		
(1)銀行利息	23	30	7	
3, 保険料負担金	0	388,200	388,200	
4, 前年度繰越金	959,398	711,778	-247,620	
合 計 額	10,440,461	10,581,048	140,587	

（支出）

単位：円

科 目	前年度決算額 (A)	本年度予算額 (B)	比較 (B-A)	備 考
1, 事業費	1,132,183	810,000	-322,183	
(1)広報部会	76,357	80,000	3,643	
(2)防犯部会	120,380	100,000	-20,380	
(3)健康福祉部会	0	200,000	200,000	
(4)子供育成部会	30,373	80,000	49,627	
(5)防災部会	0	100,000	100,000	
(6)環境部会	629,083	100,000	-529,083	
(7)地域ふれあい部会	275,990	150,000	-125,990	
2, 事務費	103,360	120,000	16,640	
3, 保険料	388,200	388,200	0	
4, 役員手当	616,000	846,000	230,000	
5, 自治会分配金	6,009,090	6,009,090	0	別紙のとおり
6, 自治会長手当	1,479,850	1,479,850	0	別紙のとおり
7, 返還金		100,000	100,000	注1)
8, 予備費		827,908	776,741	
合 計	9,728,683	10,581,048	852,365	

注1) 介護予防教室がコロナにより中止のため、役場より返還要請あり。

別紙

(自治会配分金)

単位：円

自治会名	前年度決算額 (A)	本年度予算額 (B)	比較 (B-A)	備考
とびたけ1	540,340	540,340	0	
とびたけ2	726,850	726,850	0	
とびたけ3	633,350	633,350	0	
宇美東	1,079,300	1,079,300	0	
障子岳	1,762,740	1,762,740	0	
山の内	560,910	560,910	0	
上の原	705,600	705,600	0	
合計	6,009,090	6,009,090	0	

(自治会長手当)

単位：円

自治会名	前年度決算額 (A)	本年度予算額 (B)	比較 (B-A)	備考
とびたけ1	170,100	170,100	0	
とびたけ2	210,250	210,250	0	
とびたけ3	182,750	182,750	0	
宇美東	284,500	284,500	0	
障子岳	456,100	456,100	0	
山の内	176,150	176,150	0	
上の原			0	
合計	1,479,850	1,479,850	0	

*令和2年度と同額で計上していますが、実際には令和3年4月1日時点での自治会加入世帯数を元に計算致します。

宇美東小学校区コミュニティ運営協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、宇美東小学校区コミュニティ運営協議会と称し、事務所を町立研修所「まなびや・うみ」内に置く。

(目的)

第2条 本会は、相互扶助の精神にのっとりた連帯感のある温かな地域社会づくりを目的とする。

(構成地域)

第3条 本会の構成地域は、宇美東小学校区内とする。

(会員)

第4条 本会の会員は、構成地域内の住民並びに事業所、団体及び機関等に属する者をもって組織する。ただし、構成区域外に居住する者であっても、宇美東小学校区における地域コミュニティ活動に携わる関係者で、協議会が認めた者を含むものとする。

(事業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住民の暮らし易いまちづくりを目指す事業
- (2) 総合的施策に関する事業
- (3) 住民の親睦・交流などに関する事業
- (4) 防犯・防災に関する事業
- (5) その他の目的達成に必要な事業

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局次長 1名
- (6) 部会長 各部会 1名
- (7) 副部会長 各部会 1～2名
- (8) 監事 2名

2 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その仕事を代行する。
- (3) 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理の収支を記録し、決算報告を行うとともに各部会の記録・連絡調整を補助する。
- (4) 事務局長は、本会の総務を担当し、企画及び各会議の記録、連絡調整を行う。

- (5) 部会長は、本会の目的を達成するための事業の企画及び実施にあたる。
 - (6) 監事は、本会の会計及び事業監査の事務を担当する。また、他の役員を兼任することはできない。
- 3 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。また、欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会)

第7条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。ただし役員会に置いて必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

- 2 役員会は、次の事項について協議決定する。
- (1) 総会に提出する議案
 - (2) 総会議決事項の具体化の方針
 - (3) その他本会の目的達成のため必要な事項

(役員選出)

第8条 役員選出は、構成員への公募を基本とする。

- 2 応募するものは本会役員または構成自治会役員2名の推薦を必要とする。
- 3 応募者があったとき及び応募者がいない場合は役員選考会において選考しなければならない。

(役員選考委員)

第9条 総会に諮る役員の人選を行う役員選考委員は、各自治会の自治会長をもって充てる。

- 2 役員選考委員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、欠員により選出された役員選考委員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長は委員の互選とする。

(代議員)

第10条 本会に代議員を置く。

- 2 代議員は、別表1のとおり各自治会から選出するものとする。
- 3 代議員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。また欠員により選出された代議員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第11条 総会は、年度当初に開催する定例総会、及び臨時総会とする。

- 2 総会は、会長が招集する。また、会長は、付議すべき案件を示して3分の1以上の代議員からの要請があった場合は総会を招集しなければならない。
- 3 総会は、役員及び代議員で構成する。
- 4 総会は代議員の3分の2以上の出席により成立する。ただし、委任状をもって出席

に代えることができる。

- 5 総会の議長は、当該総会に出席した代議員の互選により選出する。
- 6 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 7 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 事業報告及び決算の承認
 - (2) 事業計画及び予算の承認
 - (3) 役員承認
 - (4) 規約の改正の承認
 - (5) その他本会の運営に関する重要事項の承認
- 8 総会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 9 総会は、原則公開とする。
- 10 会長は、総会を開催したときは、その議決結果及び重要と思われる事項等を構成員に報告しなければならない。

(部 会)

- 第12条 会長は、本会の運営及び事業を円滑に進めるため、役員会の了承を得て部会を設置することができる。
- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員で構成する。
 - 3 部会員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。また、欠員により選出された部会員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 部会長は、副部会長を指名することができる。また必要に応じて部会の会議を開くことができる。
 - 5 会議に役場関係者及び、外部者を呼ぶ時は事務局を通し、会長の許可を得る

(報 酬)

- 第13条 役員及び部会員の報酬は、別表2のとおりとする。

(経 理)

- 第14条 本会の経理は、宇美町地域コミュニティ交付金、寄付金、事業活動に伴う収入等をもって充てる。
- 2 年度中途において、事業活動に伴う収入があるときは、役員会の承認を得て、その収入額の範囲内で目的に応じた支出を行うことができる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、軽微なものを除き、総会の承認を得て会長が別に定める。

附 則

- この規約は、平成29年4月1日から施行する。
- この規約改正は、平成30年4月1日から施行する。
- この規約改正は、平成30年4月10日から施行する。
- この規約改正は、平成31年4月12日から施行する。
- この規約改正は、令和2年4月17日から施行する。
- この規約改正は、令和3年4月23日から施行する。

別表1 (第10条関係)

自治会	代議員数
上の原	6人
障子岳	13人
とびたけ一	6人
とびたけ二	8人
とびたけ三	6人
宇美東	8人
山之内	6人

別表2 (第13条関係)

役職名	報酬額(年額)
会長	230,000円
副会長	110,000円
会計	100,000円
事務局長	100,000円
事務局次長	60,000円
部会長	40,000円
副部会長	10,000円

監事	3,000円
----	--------

※役職が重複した場合は、報酬額の高いもののみ支給する。

